

(目的)

**第1条** この要綱は、認証保育所が、その特色を生かした運営を行うことによって、認証保育所の設置者と区が協働して保育サービス水準の向上を図り、もって児童福祉の増進に資するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「認証保育所」とは、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号。以下「都要綱」という。）に規定する要件を満たし、東京都知事の認証を受けた施設（認証保育所A型又は認証保育所B型）のうち、区内に存するものをいう。

(補助金の交付)

**第3条** 区長は、認証保育所の設置者又は認証保育所を設置しようとする者（次条において「設置者等」という。）に対し、別に定める要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することができるものとする。

(協議)

**第4条** 区長は、設置者等が、都要綱に定めるところにより認証、別園の設置、重要事項の変更、廃止又は休止の申請又は届出をするときは、当該設置者等に事前に当該申請又は届出の理由を説明させ、並びに当該申請又は届出に係る書類の写し及び東京都認証保育所内容変更に係る世田谷区意見書交付申請書（様式）を提出させるものとする。

2 前項の場合において、区長は、設置者等と当該申請又は届出の内容に関して協議し、意見書を付するものとする。

(0歳児の定員設定)

**第5条** 区長は、都要綱3(1)ウ(ア)c及び3(2)ウ(ア)cに鑑み、1歳児の定員を設定する施設においては、0歳児の定員を設定しないことを認めるものとする。

(定員の見直し要請)

**第6条** 区長は、都要綱3(1)ウ(イ)及び3(2)ウに鑑み、認証保育所が次の各号のいずれにも該当する場合は、当該認証保育所の設置者に対し、実態に合うように定員を見直すことを要請するものとする。

(1) 基準年度の児童の在籍数が常に定員を超えているとき。

(2) 基準年度を構成する各年度の年間平均在所率が120パーセント以上であるとき。

- 2 第1項の規定による要請の内容は、基準年度における平均在所児童数を定員の数で除して得た百分率が120パーセントを超えない数に定員を改めることをいう。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、年間平均在所率が120パーセント以上である認証保育所について、施設の構造上の制限その他のやむを得ない事情により定員の数を増加することができないと認めるときは、都要綱に定める設備、面積及び職員配置等の基準を満たすものとして取り扱うことができるものとする。
- 4 第1項及び第2項の「基準年度」とは直近過去2箇年度をいい、第1項及び前項の「年間平均在所率」とは基準年度の一年度における各月初日の児童の在籍数の合計を各月初日の定員の合計で除して得た百分率をいい、第2項の「平均在所児童数」とは、基準年度における各月初日の児童の在籍数の合計を24で除して得た数をいう。

(月額保育料の設定)

第7条 区長は、都要綱4に鑑み、月220時間以下の利用をした場合の月額は、3歳未満児の場合104,000円、3歳以上児の場合101,000円を超えない料金設定とすることを認めるものとする。

(遵守事項)

第8条 区長は、認証保育所の設置者等に対し、都要綱に定める要件を満たすこと、及び次に掲げる事項を遵守することを指導するものとする。

- (1) 利用者(親権者、未成年後見人その他の保護者で現に児童を監護するものをいう。)と、適正に利用契約を締結すること。
- (2) 利用者の意見を聴取する等により、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供することに努めること。

(報告の徴取等)

第9条 区長は、認証保育所の設置者に対し、必要に応じて次に掲げる事項について報告を求め、又は区職員に認証保育所の施設又は事務所に立ち入らせ、当該事項について調査させるものとする。

- (1) 保育の状況
- (2) 運営の状況及び施設の状況
- (3) 認証保育所内で発生した事故の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、前項の規定による報告の内容、又は立入調査の結果について、東京都認証保育所指導監督基準又は関係通知に基づき評価、確認を行うこととする。

(改善指導)

**第10条** 区長は、前条の評価、確認の結果、都要綱に定める要件を満たしていない、又は児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められ、改善を求める必要があると判断する場合は、認証保育所の設置者に対して概ね1ヶ月以内の報告期限を付した文書による改善指導を行い、当該設置者から改善の状況及び計画の提出を求めるものとする。

(改善勧告等)

**第11条** 区長は、認証保育所の設置者が第7条の規定による報告をせず、若しくは調査に応じず、又は前条の規定による改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しが無い場合は、当該認証保育所の設置者に対して改善を勧告するものとする。

2 区長は、前項にかかわらず、児童の福祉を確保するため、著しく不適正な保育内容や保育環境である場合、又は著しく利用児童の安全性に問題がある場合等、緊急の必要がある場合には、改善指導を行うことなく、改善を勧告できる。

3 区長は、前項の改善勧告を受けた認証保育所の設置者がその勧告に従わなかったときは、認証保育所の設置者に対し、その勧告に従い、改善が図られたと認められるまでの期間、第3条の補助金を交付しないことができる。

(特別事業の実施)

**第12条** 区長は、必要と認めるときは、認証保育所の設置者に対し、都要綱に定める基準を下回らない範囲において、一時保育その他の特別事業を実施させることができる。

(管外受委託等)

**第13条** 区長は、区外に住所を有する児童に係る認証保育所の利用申込みがあったときは、認証保育所の設置者に対し、当該児童の住所地の区市町村長と協議した上で利用契約を締結すべきことを指導するものとする。

2 区長は、区外に存する認証保育所の設置者から区内に住所を有する児童による利用について協議したい旨の申出があったときは、当該協議に応じ、必要と認めるときは、別に定める要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することができるものとする。

(委任)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、保育部長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、世田谷区保育室制度運営要綱（平成9年3月26日世保育発第358号）の規

定に基づき保育室を運営している者が、当該保育室から第3条第1項第2号に規定する認証保育所B型に移行する場合は、同号アの規定は、適用しない。

**附 則**（平成15年1月20日世保育発第588号）

この要綱は、平成15年2月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

**附 則**（平成20年3月24日19世保育第1068号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月31日20世保育第1311号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月31日22世保育第1643号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月29日23世保育第1594号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日24世保育第1742号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月17日25世保育第1576号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日29世保認調第1361号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月27日31世保認調第1465号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年4月1日4世保認調第428号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。